

児 童 福 祉（こども家庭課）

1. 鳥取市子ども・子育て支援事業計画

鳥取市次世代育成行動計画を引き継ぎ、平成27年3月に策定した鳥取市子ども・子育て支援事業計画（第1期：計画期間 平成27年度～平成31年度）の計画期間終了に伴い、令和2年3月に第2期計画（令和2年度～6年度）を策定。基本理念「子ども 親 地域が輝く 子育て応援都市 とっとり」の下に、関係各課と連携を図りながら、教育・保育の提供体制の確保や子どもを生み育てやすい環境づくりに必要な様々な施策に取り組む。

2. 保育施設の運営

(1) 保育施設の目的

保護者が働いていたり、病気やその他の事情で家庭において保育できない乳幼児を保育する施設。

保育園43園（市立22園、公設民営2園、私立19園）、認定こども園10園、地域型保育施設11園

(2) 保育園等で実施している子育て支援事業

①延長保育事業

通常の保育時間を超えて、最長で午後7時半（保育園により実施時間は異なる）まで延長して保育をする。料金は保育料階層、利用時間に応じて設定。

②一時預かり事業（めぐみ保育園ほか10か所で実施）

保護者の就労や疾病、出産等により一時的に家庭での保育が困難となる児童を週に3回を限度として保育する。料金は、年齢・利用時間等に応じて設定。

③休日保育事業（わかば保育園、とっとりまなびや園で実施）

保護者の就労形態、病気、入院等により、家庭における保育が休日に困難である場合に、児童（1歳6か月以上）を保育する。休日保育を利用する代わりに、平日通っている保育園等の保育施設をお休みされる場合は無料。（それ以外は日額2,000円）

④地域子育て支援センター（美保保育園ほか12か所で実施）

育児の不安や悩みを持つ方への子育て指導や育児不安の解消など地域における子育て家庭を支援する。

⑤土曜日園開放事業

家庭で子育てをしている人を対象に保育園を開放する。午前9時30分～午前11時（利用料無料）

(3) 第3子等保育料無償化

0歳から2歳までの同一世帯の第3子以降及び低所得世帯の第2子（第1子と同時に在園する場合に限る）の入所児童の保育料を無料とする。

3. 0・1・2・3子育てひろばの設置

家庭で子育てしている0歳～3歳の乳幼児とその保護者が気軽に立ち寄り、情報交換や育児相談を行い、子育ての悩み、不安やストレスの解消を図り、安心して子育てをする場を提供する。

9：30～16：00 日曜日・祝日・年末年始休館。1か所（さざんか会館4階）

4. 児童館の設置

児童に健全な遊びを提供し、健康を増進し情操を豊かにすることを目的とした施設。12館（指定管理ともに）

5. 病児・病後児保育事業

病気または病気回復期にあるため集団での保育が困難な児童を保育する。

病児保育施設	せいきょうこどもクリニック キッズルーム「こぐま」 病児保育室とくよし
病後児保育施設	鳥取市立病院児童健康支援センター「にじっこルーム」 ひかり保育園病後児支援センター「たんぽぽ」 すくすく保育園病後児支援センター「かもめ」

H31年4月から広域利用を開始（岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、新温泉町、香美町（R2年4月から））

6. ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人を会員として、相互に一時的な預かりや保育園、病院の送迎などの援助活動を行う。（鳥取市社会福祉協議会に委託）

7. 児童手当の支給

児童を養育する家族の生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に支給。

	所得制限未満の受給者	所得制限以上の受給者
0～3歳未満	1人につき月額：15,000円	1人につき月額：5,000円
3歳～ 小学校修了前	第1子、第2子 1人につき月額：10,000円 第3子以降 1人につき月額：15,000円	
中学生	1人につき月額：10,000円	

8. 子育て支援カード事業

小学校入学前の子を含む3人以上の子育てをしている世帯を対象に「子育て支援カード」を交付し、協賛店舗から料金の割引などのサービスを受けることができる子育て支援事業。

幼 児 教 育（こども家庭課）

1. 幼稚園の運営

(1) 幼稚園の目的

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し幼児の健やかな成長のために適切な環境を与え、その心身の発達を助長する施設。

	園 名	所 在 地	定 員（人）	電 話
1	こじか幼稚園	鹿野町鹿野583-3	105	0857-84-2251
2	河原幼稚園	河原町長瀬48-1	70	0858-85-2750
3	福部未来学園幼稚園	福部町高江188	35	0857-75-2146

(2) 幼稚園で実施している子育て支援事業

①鳥取市幼稚園休日保育事業

土曜日、学年始休業日、夏季休業日、学期間休業日、冬季休業日及び学年末休業日において保護者

の就労、傷病、入院等により家庭における保育が困難な場合に実施する保育サービス。

2. 私立幼稚園助成

私立幼稚園運営費助成事業

私立幼稚園における幼児教育の振興を図るため運営費の一部を助成する。

ひとり親家庭福祉（こども家庭課）

1. 母子・父子自立支援員の配置

母子・父子家庭や寡婦家庭の相談に応じ、その自立に必要な支援や情報提供を行う。

2. 母子家庭等自立支援給付金事業

ひとり親家庭の父または母の就業を促進するため、次の給付金を支給する。

(1) 自立支援教育訓練給付金

仕事に必要な資格や技術を身に付けるため、指定した講座を受講する場合に支給する。

(2) 高等職業訓練促進給付金

看護師、保育士等の資格取得のため1年以上養成機関で修業する場合に支給する。

(3) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すための講座を受講し、修了及び合格したときに受講費用の一部を支給する。

3. 児童扶養手当の支給

ひとり親家庭や父又は母が重度の障がいの状態にある家庭の父母、父又は母に代わって児童を養育する方に支給する。

4. 災害遺児手当の支給

児童の保護者が交通事故や災害等で死亡、重度障がいになったときに支給する。

(児童ひとりにつき、月額2,000円)

5. ひとり親家庭入学支度金の支給

ひとり親家庭の児童が、小中学校に入学するときに、児童1人当たり10,000円を支給する。

6. 母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭の母とその児童、父子家庭の父とその児童または寡婦の一時的な傷病等により、日常生活を営むのに支障がある場合に家庭生活支援員を派遣する。

7. 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

母子家庭、父子家庭、寡婦家庭の経済的自立の助長と児童の福祉を増進するため、低利息または無利息で必要な貸付を行う。

資金の種類：修学資金、就学支度金、修業資金、就職支度資金など

8. ひとり親家庭学習支援事業

ひとり親家庭の児童に、学習の場を提供するとともに学習の支援を行い、学習意欲や学力及び高校進学率の向上を図る。

養育支援並びに児童虐待の防止及び対応

(こども家庭相談センター)

児童家庭相談に応じ援助を行う。また、児童虐待の未然防止及び早期発見に積極的に取り組み、関係機関と協力しながら必要な支援活動を行う。

また、家庭その他からの相談、通告の窓口となるとともに、要支援児童、要保護児童及び特定妊婦に関する相談や調査、関係機関との連絡調整を行う。

令和元年度相談件数

相談種別	養護相談		保健相談	障がい相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
	児童虐待	その他の相談		肢体不自由	視聴覚障がい	障害が語い発等達	重度心身障がい	知的障がい	自閉症等	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適正	育児・しつけ		
件数	29	359	25	0	0	0	0	0	1	1	0	7	17	0	0	6	445

1. 要保護児童対策地域協議会

要保護児童等の早期発見や適切な保護・支援を行うため、関係機関の間で情報や考え方を共有し、連携して対応を図るための協議を行う。

① 代表者会議

関係機関の共通認識を図るとともに要保護児童等に関するシステム全体の検討

② 実務者会議

支援ケースの総合的な把握、個別支援会議の課題の調整、啓発活動情報交換

③ 個別支援会議

個別事例の状況把握、支援策の検討、役割の確認、キーパーソンの明確化等

2. 養育支援訪問事業

業務内容

① 特定妊婦で特に継続的支援を要する家庭への相談・支援

② 産褥期の母子に対する育児相談や簡単な家事等の支援

③ 未熟児や多胎児等に対する育児相談・支援

④ 養育者に対する身体的・精神的不調状態に対する相談・支援

⑤ 若年の養育者に対する育児相談・支援

⑥ 児童が児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援

3. 妊娠・出産包括支援事業

妊産婦等の支援ニーズに応じ、次の3つの事業による妊娠から出産・子育て期までの切れ目ない支援を包括的に行之、安心して妊娠・出産・育児が行えるようにする。

① 母子保健相談支援事業

妊産婦で体調不良や育児不安があるなど手厚い支援を要する妊産婦の相談に応じ、支援のコーディネートを行う。

② 産前・産後サポート事業

妊産婦の悩みや子どもの発達・養育等の相談に応じるとともに、啓発用資料の作成、地域支援者向けの研修会を企画・実施する。

③ 産後ケア事業（母子ショートステイ）

家族等から十分な家事・育児などの援助が受けられず、体調不良や強い育児不安等がある産婦と生後4か月までの乳児に対し、最長7日間の母子宿泊ケアを提供する。

④ 産後ケア事業（母子デイサービス）

育児不安の強い産婦と生後4か月までの乳児に対し、最長4時間、週3日を限度に日帰りケアを提供するとともに、生後4か月までの乳児に対し、一時預かりを行う。

4. 子育て短期支援事業

保護者が疾病等の理由により、家庭での養育が一時的に困難となった児童等に対し、次の事業により支援を行う。

① ショートステイ事業

保護者が疾病等の理由に家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や経済的な理由により緊急に母子を保護する場合などに、一時的に養育、保護する。（鳥取こども学園、青谷こども学園、鳥取県東部里親会に委託）

② 平日日帰りステイ事業

児童を養育している家庭の保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により、平日の日中において家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、一時的に養育・保護する。（鳥取こども学園、青谷こども学園、鳥取県東部里親会に委託）

③ トワイライトステイ事業

保護者が仕事等の理由によって平日の夜間又は休日に不在となり、家庭における児童の養育が困難となった場合に、その児童を通所させ、生活指導、食事の提供などを行う。（鳥取こども学園、青谷こども学園、鳥取県東部里親会に委託）

5. 親と子のすこやか推進事業

強い育児不安や育児困難感を抱える親が集まり、いろいろなワークやプレイバックシアターの技法を取り入れて、お互いを大切にしたコミュニケーションや体験を通じて自己肯定感を高めることで、安心して子育てが行えるように支援を行う。（月1回年12回実施）

6. 妊娠SOS相談

専任保健師を配置し、メール及び専用電話で望まない妊娠等の相談を受ける。

7. 子育て相談ダイヤル

専任相談員を配置し、専用電話で育児に関する様々な悩みの相談を受けるとともに、児童福祉に関する情報提供を行う。

8. 家庭・女性相談員の設置

こども家庭相談センターに家庭・女性相談員を3名配置し、子育てや家庭内の問題に関する相談業務、DV被害者に対する支援を行う。

9. 母子生活支援施設「つくし」の運営

満18歳までの児童を養育している母子家庭で特別の理由のある母子に住居を提供し、これらの方々の就労、生活支援を行う。(指定管理 鳥取福祉会)

10. 助産施設の設置

入院の必要があるにもかかわらず、経済的理由で入院による出産ができない方のための助産施設。
(鳥取市立病院、鳥取赤十字病院、鳥取県立中央病院)

児童の発達に関する相談及び支援（こども発達支援センター）

発達上の困難を抱える乳幼児期から18歳未満までの児童とその保護者に対し、福祉と教育が一体となって、ライフステージに合わせた切れ目のない一貫した総合的な支援を行う。

発達支援係

1. 発達に関する相談

児童の発達に関する保護者の心配事に対し、来所、電話又は訪問等による相談を受ける。また、保健師や保育者、医療・療育関係機関との連絡、調整を行う。

令和元年度相談件数

(人)

相談種別	養護相談		保健相談	障がい相談						育成相談				その他の相談	計
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由	視聴覚障がい	言語発達障がい等	重症心身障がい	知的障がい	発達障がい	性格行動	不登校	適正相談	育児・しつけ		
延人数	0	4	0	7	15	40	0	103	1,836	2	18	0	21	3	2,049

2. 心理発達相談

心理相談員による児童の発達確認や発達検査等を行うとともに、子育ての中での困り感を聴取し、児童の特性に合わせた対応や必要な療育等の情報提供を行う。

3. 保育訪問相談

心身の発達の支援が必要な児童及び保育上の配慮の必要な児童に対し、発達支援コーディネーター等

の専門員が各保育園、幼稚園等を訪問し、対象児童の発達支援及び保護者支援の充実を図る。

4. 鳥取市発達支援保育指導委員会の開催及び巡回指導

鳥取市障がい児等保育実施要綱に規定する発達支援保育指導委員会の開催及び委員による年2回（前期、後期）の保育園への訪問を行い、保育園における保育の観察及び助言指導と、障がい児等の経過観察等、適切な保育の支援を行う。

5. 5歳児発達相談事後相談・支援

5歳児発達相談後に子育てや心理発達、保育・教育相談が必要な児童とその保護者を対象に、個別の相談を実施し、必要な児童の就学移行支援を行う。

6. 就学移行に関する相談

幼児期から学齢期に移る上での一貫した支援を行うために作成した「育ちをつなぐ（改訂版）～就学移行期の支援の進め方～」の内容を関係機関で共有し、児童及び保護者の相談支援を行う。また、教育機関等との支援内容に関する協議を行いながら支援を継続する。

7. 親子通所療育

発達上の困難を抱える児童と保護者に対し、親子で遊ぶ体験や基本的生活習慣を獲得のための取り組みを提供する中で、保護者が児童との関わり方を学び、児童の発達の特徴や障がいを理解する場とする。

8. 小集団療育

5歳児発達相談後に経過観察が必要な児童及び保育園、幼稚園等の大きな集団での活動に困難を抱える児童を対象に、児童の特徴をふまえた小集団での療育を実施する。また、保護者同士のつながりを持つ場として保護者交流会を持ち、児童との関わりや心配なこと、就学に向けての情報交換等を行う。

9. 親の会の支援

発達上の困難を抱える児童をもつ親の集いを開催し、学校や友人関係等の情報交換や交流の場とする。

10. 発達支援に関する支援者等研修会

児童を支援する施設の支援者を対象とした支援者向けの研修と、市民を対象とした情報発信、障がい福祉を地域と共に考える機会として研修会を実施する。

11. 関係機関とのネットワークづくり

鳥取市こどもの発達支援ネットワーク推進会議の開催

発達障がいをもつ児童またはその疑いのある、児童の各ライフステージに対応する一貫した支援体制の推進について検討する。主に、福祉と教育が一体となった切れ目のない発達支援体制の充実に向けた取組について関係機関と協議する。

特別支援教育係

1. 教育相談・支援

小学校入学前の年中、年長期から、18歳までの児童及び保護者に対して、就学に関することや学習面

や行動面の学校生活に関する相談を来所、電話または訪問等により受ける。

令和元年度相談件数

(人)

相談種別	いじめ	就学相談	情緒行動	ひらがな指導	学習関係	進路関係	交友関係	行き渋り	不登校	にじの教室	すなはま	対教師関係	生徒指導	親子関係	その他	合計
延人数	12	1,156	199	46	60	4	4	106	177	112	719	30	3	23	177	2,828

2. 早期からの教育相談

就学相談員が、特別な支援を必要とする児童及び保護者に対して、早期から就学に関する情報提供や教育相談を行い、園と学校をつなぐ柔軟できめ細やかな就学移行支援を行う。

3. 就学前小集団活動

小学校入学時に必要なスキルやルールを学ぶ機会をつくり、学校生活への不安軽減を図り安心して就学を迎えることができるように支援を行う。

4. T式ひらがな音読支援

ひらがな読みが困難な児童を早期発見し、支援することを通して、音読の改善や学びにくさの軽減を図り、「学力向上」と「不登校の未然防止」の一助とする。

5. 関係機関との連携

園訪問や就学相談を行う園支援と学校見学同行や移行支援会議・フォロー会議参加による学校支援を行い、移行支援の充実を図る。また、関係機関主催の健診や研修会に参加・協力し連携を強める。

児童発達支援センター若草学園（こども発達支援センター）

1. 児童発達支援センター「若草学園」の運営

障がいのあるまたは疑いのある幼児に対して、生活自立を目指して通園による療育を実施する施設。定員30名。

2. 日中一時支援事業

障がい児の日中の活動の場を確保し、その家族の就労等を支援する。

令和元年度事業実績

事業名	延人数
日中一時支援事業	1,790人

3. 障がい児等地域療育支援事業

発達支援の必要な児童に対し、外来及び保育園等の訪問による相談・指導を実施する。

令和元年度事業実績

事業名	延人数
外来療育指導事業	727人
訪問療育指導事業	170人
施設支援指導事業	94園

4. 相談支援事業所わかくさの運営

障がい児福祉サービスを利用する者に対する相談・支援、利用計画の作成を行う。

令和元年度相談支援事業の主な内容と件数

業務名	延人数
サービス利用の相談、計画の作成等	44人
利用計画の見直し等	93人

保健事業一覧（健康・子育て推進課、健康・子育て推進課健診推進室、保健医療課）

1. 母子保健事業

対 象	健康診査等	家庭訪問	健康教育・健康相談	予防接種
妊 婦	母子健康手帳交付 妊婦一般健康診査 妊婦歯科健診	妊婦訪問	妊産婦相談 産後サロン	ヒブワクチン・小児 用肺炎球菌ワクチン B 型 肝 炎 ポ リ オ ジ フ テ リ ア 百 日 咳 破 傷 風 B C G
新生児・産婦 乳 児 期	新生児聴覚検査 産後健康診査 4 か月児健康診査	新生児訪問 乳幼児訪問	子育てグループ ☆ゆうゆうととり子育てネットワーク 育児相談・心理発達相談	インフルエンザ (費用助成)
幼 児 期	6 か月児健康診査 (ブックスタート) 10 か月児健康診査 1 歳 6 か月児健康診査 1 歳 6 か月児追跡観察健診 2 歳児歯科健康診査 3 歳児健康診査 (検査機器による視力検査)	ふれあい学級(りす) ふれあい学級(ぞう) ふれあい学級 OB 会 年少児の発達相談 5 歳児発達相談 6 歳臼歯保護事業	離乳食講習会 アトピーっ子教室・ふたりっこクラブ ほほえみ相談・ことばの相談 食 育 教 室 各地区健康教育	麻しん風しん1期 水 痘 日本脳炎1期 麻しん風しん2期
学童期 思春期		喫煙防止教育事業 育児ふれあい体験 思 春 期 教 育		日本脳炎2期 ジフテリア・破傷風2期 子宮頸がん予防ワクチン

2. 成人保健事業

対 象	健康診査等	健康教育・健康相談・家庭訪問	予防接種
概ね 18歳～	健康診査（医療機関・集団）	健 康 相 談	
20歳～ (女性)	子宮頸がん検診（医療機関・集団）	一般・病態別健康教育 健診（検診）結果説明会	
25歳～ (女性)	骨粗鬆症予防検診（集団検診）	自主組織グループ支援活動	
40歳～	特定健診・特定保健指導 胃・肺・大腸がん検診 (医療機関・集団) 乳がん検診 (医療機関・集団) 肝炎ウイルス検査 訪問健康診査 ふしめ歯科検診 人間ドック、脳ドック	精神保健事業 自死対策事業 地域ふれあい体操普及事業 家 庭 訪 問 生活習慣病重症化予防事業 地 区 組 織 活 動 (健推・食推・しゃんしゃん体操普及員) 高齢者等歯科対策推進事業 ふれあいデイサービス	風 し ん 第 5 期 高齢者肺炎球菌ワクチン イ ン フ ル エ ン ザ
65歳～			

母子保健事業（健康・子育て推進課）

【目的】「すべての子どもたちが健やかに育ち安心して子育てできるまち」の実現を目指す。

【目標】 ① 妊娠期からの継続した子育て支援と地域の支援団体のネットワーク化を推進する。

② 乳幼児期からのより良い生活習慣の確立を目指した指導の充実を図る。

③ 乳幼児期から就学までの発達支援体制の充実を図る。

事業名		内 訳		合計	中央	福部	鳥取東	河原	用瀬	佐治	気高	鹿野	青谷
母子健康手帳交付 (交付場所での統計)		妊娠届出数		1,367	1,213	3	68	18	11	-	32	12	10
		多 胎		24	23	-	-	-	-	-	-	-	1
妊 婦 相 談 (初 回) (転 入 者 含 む)		来所(実)		1,354	1,233	3	68	11	6	-	21	7	5
		電話(実)		79	39	-	-	9	6	-	13	5	7
栄 養 食 品 支 給 (対象：非課税世帯等)		妊産婦		7	7	-	-	-	-	-	-	-	-
		乳 児		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
訪 問 指 導	妊産婦・新生児訪問 (乳児家庭全戸訪問含む)	妊婦	実	13	3	-	2	1	1	-	3	1	2
			延	15	4	-	2	1	2	-	3	1	2
		産婦	実	1,358	933	14	285	30	12	2	45	18	19
			延	1,441	984	15	293	32	14	2	62	19	20
		新生児	実	1,362	936	13	288	29	12	1	46	18	19
			延	1,437	983	14	294	30	12	1	65	18	20
		再)未熟児		16	15	-	-	-	-	-	-	-	1
	乳 幼 児 訪 問 (健診後の個別対応等)	乳児	実	27	16	1	3	2	3	1	-	-	1
			延	41	28	1	4	2	3	1	-	1	1
		幼児	実	85	59	1	4	1	-	1	11	4	4
			延	137	79	1	4	1	-	1	41	6	4
		他	実	35	24	2	1	3	-	1	1	1	2
			延	60	44	2	1	4	-	1	5	1	2
		計	実	147	99	4	8	6	3	3	12	5	7
	延	238	151	4	9	7	3	3	46	8	7		
健康 相 談	来 所 相 談	妊産婦 延	1,544	1,412	6	74	2	10	1	7	9	23	
		乳幼児 延	2,577	2,016	10	470	2	3	4	12	3	57	
		その他	60	30	4	-	6	5	1	5	-	9	
		計	4,181	3,458	20	544	10	18	6	24	12	89	
	電 話 相 談	計 延	1,656	1,048	37	256	52	11	13	139	22	78	
	地 域 子 育 て 相 談	開催数	92	18	10	4	4	12	6	22	6	10	
		実人員	350	126	35	26	12	42	6	60	18	25	
		延人員	581	137	86	45	12	103	9	119	29	41	

【地区（個別）・施設訪問相談】

妊産婦 延	乳幼児 延	未熟児 延	その他 延	合計
13	76	9	8	106

【小児慢性特定疾病医療費助成件数（審査会審査状況）】

区 分	新規認定		更 新		疾病変更・追加		重症度変更	
地域 年度	H 30	R 1	H 30	R 1	H 30	R 1	H 30	R 1
鳥取市	28	28	153	158	3	4	2	1
4 町	5	2	26	30	0	0	1	1

健
こ
ど
も
康

【健康診査】

事業名	内 訳	合計	中央	福部	鳥取東	河原	用瀬	佐治	気高	鹿野	青谷
6 か 月 児 健 康 診 査	回 数	60	36		12	6			6		
	受診者数	1,352	897	13	303	24	18	2	52	22	21
	フォロー数	370	235	3	86	10	9	1	14	5	7
乳児精密健康診査 (精密医療機関委託)	受診者数	54	32		12	2	2	1	4	1	-
ブ ッ ク ス タ ー ト (6か月児健診時配布等)	配布数	1,364	917		306	25	18	2	53	22	21
	配布率	99.3%									
1 歳 6 か 月 児 健 康 診 査	回数	56	34		12	4			6		
	受診者数	1,410	912	22	327	31	22	3	58	16	19
	フォロー数	478	325	6	101	11	5	-	19	3	8
	フッ素 塗布者数	1,363	867	22	325	31	22	3	58	16	19
1 歳 6 か 月 児 精 密 健 康 診 査 (精密医療機関委託)	受診者数	55	43	-	7	1	3	-	-	1	-
1 歳 6 か 月 児 追 跡 観 察 健 診	受診者数	96	65		23	-			8		
2 歳 児 歯 科 健 康 診 査	回 数	34	12		12	4			6		
	受診者数	1,198	783	22	264	35	21	3	40	13	17
	受診率	84.3%									
	フッ素 塗布者数	1,178	770	22	263	34	19	3	38	12	17
3 歳 児 健 康 診 査	回 数	58	36		12	4			6		
	受診者数	1,503	937	24	355	36	16	4	71	21	39
	フォロー数	427	278	4	89	7	2	3	19	10	15
3 歳 児 精 密 健 康 診 査 (精密医療機関委託)	受診者数	179	112	3	37	3	1	2	9	3	9

* 健康診査は住所地での統計である。

【医療機関委託健診】

【費用助成検査事業】

	妊婦一般 健康診査	妊婦健診時の 子宮がん検診	歯科 健診	産後 健診	乳児健康診査		新生児 聴覚検査
					3～4 か月	9～10か月	
受診者数	延 17,922 ※内多胎 実 4 延 6	実 1,328 ※要精検者 32	569	1,055	1,313	1,275	1,143 ※要観察者 32

【訪問事業】

①新生児訪問（乳児家庭全戸訪問事業含む）

【訪問状況】 注）平成31年1月～令和元年12月に出生した児とその訪問状況

出生数	訪問数	訪問率	再掲）他市町への 訪問依頼
1,332人	1,318	98.9%	22人

【未訪問者の状況】

訪問できなかった理由	件数
拒否	5
入院中	3
出生後早期の転出	1
その他	5
合 計	14

※その他は施設入所・死亡

訪問拒否の状況把握・対応	件数
来所相談	5
保護者や親族等に電話で確認	0
合 計	5

* 未訪問の人には家族等と連絡を取り、状況を確認するとともに情報提供を行い、訪問拒否5人は全員来所されている。入院中の3人について2人は退院後訪問を行い、入院中の1人については家族から様子を伺っている。

②未熟児訪問指導（令和元年度中の養育医療申請児）

養育医療申請者	家庭訪問
22件（実19人）	18人

※未訪問者1名は入院継続中。

【健康教育】

事業名	内 容	内 訳	合計	中央	福部	鳥取東	河原	用瀬	佐治	気高	鹿野	青谷
離乳食講習会	離乳食講話と演 実	開催数	42	24		8		6			4	
		延人員	642	453		111		43			35	
食育教室	幼児食教室・ サークル	開催数	37	31	-	6	-	-	-	-	-	-
		延人員	422	358	-	64	-	-	-	-	-	-
	その他 (保・幼・小中高 その他)	開催数	13	7	-	3	-	-	-	1	1	-
		延人員	441	314	-	73	-	-	-	16	20	-
地域子育て 支援	サークル (地区)	開催数	62	44		18				-		
		延人員	959	745		214				-		
	支援センター・ 児童館・人権セ ンター・図書館	開催数	54	5	-	1	4	-	6	22	6	10
		延人員	378	90	-	39	12	-	9	152	32	44
	その他(ファミサ ポ・シルバー・育 児支援者等対象)	開催数	5	3	-	-	-	-	-	2		
		延人員	52	29	-	-	-	-	-	23		
歯科教育	保育所・ サークル等	開催数	24	18	0	4	0	1	0	0	0	1
		延人員	312	230	0	58	0	12	0	0	0	12
6歳臼歯 保護推進	歯科医師講話、 指導(各園)	開催園	55	35	1	11	2	1	1	2	1	1
		年長児	1,428	955	24	274	46	19	7	56	20	27
		保護者他	1,255	845	18	240	39	16	8	53	16	20
喫煙防止 対策	講演等 (小学校)	開催数	2	1	-	-	1	-	-	-	-	-
		延人員	39	25	-	-	14	-	-	-	-	-
生活習慣 病予防対策	講演等 (中学校)	開催数	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-
		延人員	51	-	-	-	-	51	-	-	-	-
思春期 教育	性教育等 (小学校)	開催数	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
		延人員	89	89	-	-	-	-	-	-	-	-
学校保健 委員会	生活習慣・ 病予防・ メディア等	開催数 小学校	14	1		2	-	2	2	-	-	2
		開催数 中学校		1	1	1	-	-	2	-	-	
		延人員 小学校	443	17		49	-	28	86	-	-	71
		延人員 中学校		53	40	13	-	-	86	-	-	

【地域支援会議】

事業名	内 容	内 訳	合計	中央	福部	鳥取東	河原	用瀬	佐治	気高	鹿野	青谷	西地域
会 議	地域子育て支援 に関する会議	開催数	19	15	-	-	-	-	-	-	-	2	2
		延人員	108	69	-	-	-	-	-	-	-	10	29

【全市事業】(地域子育て支援)

事業名	ふたりっこ	ゆうゆう交流	アトピーっ子教室
開催回数	3	2	1
延人数	30	101	15

【地域事業】

西地域育児セミナー	東地域赤ちゃんサロン
4	11
136	631

【不妊治療費等助成金事業】

〈1〉国県分

区 分	特定不妊治療助成		一般不妊治療費助成		不妊検査助成	
年 度	H 30	R 1	H 30	R 1	H 30	R 1
鳥取市	427	438	91	104	6	9
4 町	50	74	14	6	1	1

〈2〉市追加助成分

区 分	特定不妊治療助成			一般不妊治療費助成		
年 度	H 29	H 30	R 1	H 29	H 30	R 1
交付人数	208	207	211	100	90	73
延件数	404	451	410	118	102	83

〈3〉市単独助成分

区 分	不育治療費		
年 度	H 29	H 30	R 1
交付人数	7	7	13
延件数	7	7	13

歯科保健事業（健康・子育て推進課）

〔目的〕 歯科保健関係者研修会及び歯科保健推進協議会の開催等により、歯科保健の推進及び人材育成を図る。また、歯と口腔の健康づくり推進事業として学校、事業所等に歯科医師、歯科衛生士を派遣し歯科健康教室を実施し、むし歯予防、歯周疾患の罹患率の低下を図る。

1. デンタルプロフェッショナル派遣事業

- ・鳥取市佐治小学校 6月26日（水） 10月25日（金） 1月14日（火）
- ・岩美町立岩美北小学校 6月27日（木） 10月24日（木） 1月16日（木）

2. 職域・地域における歯周疾患検診促進パイロット事業

- ・鳥取市内事業所（職域） 1件（各2回）
1回目 1月27日（月）・2回目 3月2日（月）
- ・鳥取市（地域） 1件 12月2日（火）

3. 新歯科保健対策（8020運動）推進事業

- ・鳥取市歯科保健推進協議会 5月23日（木）
- ・親子のよい歯のコンクール（地区審査） 6月6日（木）
- ・東部圏域歯科保健関係者研修会 10月10日（木）
- ・東部圏域歯科保健事業連絡会 10月10日（木）

成人保健事業（健康・子育て推進課、健康・子育て推進課健診推進室）

〔目的〕 「健康寿命の延伸」と「生活の質の向上」を図るため、市民が主体的に健康づくりを実践できるように支援する。

〔目標〕 ① 健康日本21地方計画「とっとり市民元気プラン2016」の推進。

② 疾病の予防と健康増進を図る。

③ 各種健診の受診率向上及び事後指導の充実を図る。

（令和2年6月30日現在）

（単位：人）

事業名		内訳	合計	中央	国府	福部	河原	用瀬	佐治	気高	鹿野	青谷	
健康診査	特定健康診査		10,036	7,226	518	207	488	281	162	505	207	442	
	高齢者健康診査		5,961	4,286	428	62	228	164	127	251	114	301	
	その他健康診査		354	295	11	6	11	6	5	8	4	8	
	計		16,351	11,807	957	275	727	451	294	764	325	751	
肝炎ウイルス検査	集団		548	416	33	12	22	13	3	24	12	13	
	個別		1,046	824	48	14	28	23	12	42	22	33	
	計		1,594	1,240	81	26	50	36	15	66	34	46	
がん検診	胃	集団 X 線	2,159	1,365	127	68	158	66	41	133	55	146	
		個別 X 線	496	351	25	13	26	7	7	29	14	24	
		個別内視鏡	14,496	11,127	801	191	525	331	259	605	298	359	
		計	17,151	12,843	953	272	709	404	307	767	367	529	
		(受診率)	29.1%										
	肺	集団	3,751	2,243	199	159	281	179	103	199	163	225	
		個別	15,268	11,559	880	182	498	323	218	673	291	644	
		計	19,019	13,802	1,079	341	779	502	321	872	454	869	
		(受診率)	32.2%										
	大腸	集団	4,116	2,711	210	122	269	159	92	199	117	237	
		個別	14,376	11,003	760	179	483	295	215	647	283	511	
		計	18,492	13,714	970	301	752	454	307	846	400	748	
		(受診率)	31.3%										
	子宮	集団	3,360	2,336	229	87	145	101	69	162	86	145	
		個別	6,583	5,324	298	91	202	120	40	238	103	167	
		計	9,943	7,660	527	178	347	221	109	400	189	312	
		(受診率)	34.7%										
	乳	(再掲) 対象者	271	230	8	4	5	10	3	7	2	2	
		体部 後日	131	113	3	1	4	1	-	5	1	3	
		集団	2,585	1,809	174	55	105	79	46	120	81	116	
		個別	3,466	2,761	160	36	126	63	25	135	56	104	
		計	6,051	4,570	334	91	231	142	71	255	137	220	
		(受診率)	31.1%										
	人間ドック	計	3,439	2,371	158	97	201	99	80	196	89	148	
脳ドック	計	665	488	34	20	29	15	9	31	12	27		
骨	集団	1,172	661	94	38	28	69	61	107	45	69		
特定保健指導	対象者数		966	695	42	27	54	31	13	58	24	22	
		利用者数	352	248	10	7	16	17	5	23	14	12	
	支援別内訳	積極的	対象者	200	152	5	9	4	7	2	13	4	4
			利用者	34	21	1	2	1	3	-	4	2	-
		動機付	対象者	766	543	37	18	50	24	11	45	20	18
			利用者	316	227	9	5	15	14	5	19	12	10

※検診対象者数は、平成27年国勢調査より引用。

※子宮がん・乳がん検診の受診率は、2年に1回の受診率（国の算定方式による）で算出。

※成人の各種健診事業は、中央および各支所ごとの受診人員で表す。

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

事業名			内 訳	合計	中央	福部	鳥取東	河原	用瀬	佐治	気高	鹿野	青谷
成人・高齢者	健康教育	地区	回数	153	35	9	19	1	25	28	15	16	5
			延人員	5,507	2,990	152	512	70	425	418	352	416	172
		ブロック	回数	7	-	1		3		3			
			延人員	116	-	15		44		57			
	保健指導		来所	233	33	45	31	10	2	56	33	2	21
			電話	254	67	6	23	11	5	59	69	3	11
	健康相談		回数	140	30	5	34	-	34	27	8	1	1
			延人員	2,657	1,072	92	546	-	388	417	114	20	8
訪問指導		延人員	507	397	5	57	7	5	22	3	-	11	
地域ふれあい 体操普及事業 (しゃんしゃん体操)		継続実施	実施箇所	75	75								
			実人員	1,118	1,118								
		単発実施	回数	121	121								
			実人員	3,363	3,363								
ふれあい デイサービス (委託事業)		公民館 等	回数	751	216 (福部は実施なし)					203	283	49	
			延人員	8,902	4,428 (福部は実施なし)					1,188	3,066	220	
栄養改善	健康教育		回数	57	27	1	17	5	1	3	1	2	-
			延人員	902	452	27	239	71	18	55	21	19	-
	栄養相談		来所	30	30								
			電話	54	54								
歯科保健	健康教育		回数	14	9	-	-	-	2	-	-	2	1
			延人員	275	223	-	-	-	31	-	-	11	10
	健康相談		回数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			延人員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ふしめ	40～70歳	実人員	302	182	5	74	11	8	-	4	7	11
	高齢者 歯科 対策	寝たきり、 高齢者施設	訪問(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			施設(回)	19	9	-	5	1	1	-	-	-	3
			施設(人)	85	40	-	20	5	4	-	-	-	16
精神保健	訪問指導		実人員	241	125	2	12	13	13	11	24	3	38
			延人員	546	226	2	17	22	63	19	79	28	90
	地域交流	地区	回数	10	-	-	-	-	-	-	-	-	10
			延人員	121	-	-	-	-	-	-	-	-	121
		ブロック	回数	56	1	-	-	-			55		
			延人員	1,137	72	-	-	-			1,065		
	メール・電話相談		件数	1,676	390	30	9	67	108	130	542	107	293

健
こ
ど
も
康

【出張がん予防教室】

区 分	学 校		企 業 等	
地域 年度	H 30	R 1	H 30	R 1
鳥取市	8	7	3	-
4 町	1	1	-	-

【がん患者社会参加応援事業】

(ウィッグ・補正下着購入費助成)

区 分	ウィッグ		補正下着等	
地域 年度	H 30	R 1	H 30	R 1
鳥取市	33	51	13	12
4 町	12	10	2	1

栄養改善事業（健康・子育て推進課）

〔目的〕 健康づくりの基礎となる食生活について、ライフステージに応じた正しい知識の普及を図ることにより、正しい食生活を実践できるように支援し、市民の健康の保持増進につなげる。

1. 母子栄養改善事業

①健康診査（栄養相談）

区分	6か月児	1歳6か月児	3歳児	計
回数	60	56	58	174
延人員	1,347	1,405	1,506	4,258

②健康教育

区分	離乳食講習会	アトピーっ子教室	幼児歯科教室	計
回数	42	1	4	47
延人員	642	15	55	712

③食育教室

区分	子育てサークル	幼児食教室	保育園・幼稚園	小・中・高等学校	公民館学童食育	その他	計
回数	34	3	5	5	4	3	54
延人員	378	44	271	115	50	55	913

④健康相談及び訪問指導

区分・内訳	相談内容	離乳食	幼児食	調理方法	授乳	間食（補食）	生活リズム	計
来所	延人員	116	16	3	7	1	2	145
電話	延人員	74	16	2	1	-	1	94

区分	離乳食講習会後の相談	赤ちゃんサロン後の相談	幼児食教室・サークル後相談	その他母子事業相談	訪問指導
回数	42	11	6	3	-
延人員	231	71	11	7	19

2. 成人栄養改善事業

①健康教育

（地域別）

区分	合計	中央	福部	鳥取東	河原	用瀬	佐治	気高	鹿野	青谷
	講話 実習	講話 実習	講話 実習	講話 実習	講話 実習	講話 実習	講話 実習	講話 実習	講話 実習	講話 実習
合計	57 37	27 18	1 1	17 11	5 3	1 -	3 3	1 -	2 1	- -
	902 487	452 207	27 27	239 148	71 39	18 -	55 55	21 -	19 11	- -

* 区分の上欄は延回数、下欄は延人員

（地域合同事業別）

区分		合計	中央	福部	鳥取東	南部地域	西部地域
糖尿病 予防教室	回数	7	2	-	2	1	2
	人数	94	30	-	16	13	35

区分	合計	中央・福部・鳥取東	南部地域	西部地域
	講話 実習	講話 実習	講話 実習	講話 実習
精神デイケア	5 4	1 1	2 2	2 1
	28 22	7 7	9 9	12 6

区分	合計	中央	福部	鳥取東	河原	用瀬	佐治	気高	鹿野	青谷
	講話 実習	講話 実習	講話 実習	講話 実習	講話 実習	講話 実習	講話 実習	講話 実習	講話 実習	講話 実習
糖尿病友の会支援	19 7	2 2	5 1	3 1	2 1	- -	2 2	2 -	1 -	2 -
	181 84	37 37	50 8	21 8	18 9	- -	22 22	14 -	1 -	18 -

* 区分の上欄は延回数、下欄は延人員

(全市事業)

内訳	区分	糖尿病食生活教室		糖尿病食生活教室 フォロー教室		適塩講座	
		講話	実習	講話	実習	講話	実習
延回数		2	2	1		2	1
延人員		16	16	15		42	14

・健康相談及び訪問指導

区分・内訳		相談内容	生活習慣病	糖尿病	高血圧	脂質異常症	骨粗鬆症	肥満	その他	計
来 所	延人員		-	15	3	-	-	4	8	30
電 話	延人員		9	20	5	4	-	1	15	54

内訳	区分	健診結果 説明会	総合相談	医療機関 より紹介	訪問指導
回 数		16	37	5	-
延人員		124	232	5	20

3. 食生活改善事業

・食育推進員養成講座・教育研修会

事業名	回数	延人員	会場数
養成講座	13	187	2
教育研修	24	499	7
スキルアップ研修会	1	104	1

*養成講座修了生 23人

4. 健康づくり支援事業

①食育推進、食品表示相談

食育関係者研修会の開催、食品表示法、健康増進法に基づいた食品の適切な広告・表示に関する相談に対応する。

(食品表示関係)

区 分	食品表示相談件数		食品表示指導件数		立入指導件数	
年 度	H 30	H 31・R 1	H 30	H 31・R 1	H 30	H 31・R 1
鳥取市	100	132	99	131	9	61
4 町	7	18	6	16	-	10

(うち、健康増進法に基づいた相談・指導件数)(再掲)

区 分	誇大表示相談件数		誇大表示指導件数		立入指導件数	
年 度	H 30	H 31・R 1	H 30	H 31・R 1	H 30	H 31・R 1
鳥取市	11	38	11	20	9	40
4 町	1	1	1	-	-	6

②特定給食施設等指導等

健康増進法に基づく特定給食施設(学校給食センター、老人福祉施設等)等に対し、栄養管理及び衛生管理の見地から必要な指導及び助言を行い、利用者の栄養状態の改善及び健康増進を図る。

(特定給食施設等施設数)

区 分	特定給食施設数（１回につき100食以上）		その他の給食施設数（１回につき50食以上）	
年 度	H 30	H 31・R 1	H 30	H 31・R 1
鳥取市	88	89	33	30
4 町	17	20	8	4

(うち、巡回指導件数)

区 分	特定給食施設数（１回につき100食以上）		その他の給食施設数（１回につき50食以上）	
年 度	H 30	H 31・R 1	H 30	H 31・R 1
鳥取市	25	39	4	10
4 町	4	1	1	-

医薬・感染症等疾病対策（保健医療課）

１．医療従事者等の免許申請受理事務

厚生労働大臣又は鳥取県知事が交付する免許について、新規申請、書換え交付申請、再交付申請等を受理。

<医療従事者免許申請受理件数>

(単位：件)

看護師	保健師	薬剤師	理学療法士	准看護師 (知事)	助産師	作業療法士
242	53	21	43	35	10	42
臨床検査 技師	医師 歯科医師	視能訓練士	診療 放射線技師	管理栄養士	栄養士 (知事)	計
12	32	1	7	24	34	556

２．医事・薬事に係る許認可等

病院、診療所、薬局、医療機器販売業等の許可、届出の受理等

<病院・診療所>

(単位：施設、件)

区 分	病院・診療所 の変更許可	病院の 使用許可	診療所の 開設許可等	診療所の 休・廃止	年度末登録総数	
					病 院	診療所
鳥取市	27	6	5	9	12	261
4 町	3	4	0	0	2	39

<薬局等>

(単位：施設、件)

区 分		新規許可	許可更新	変更届	廃止届	年度末 登録総数
薬 局	鳥取市	1	4	172	4	84
	4 町	0	2	8	0	9
卸売販売業	鳥取市	0	0	19	2	23
	4 町	0	0	0	0	0

店舗販売業	鳥取市	5	1	114	2	45
	4 町	0	0	11	0	8
高度管理医療機器販売業・貸与業	鳥取市	5	7	62	4	119
	4 町	1	0	0	0	6
管理医療機器販売業・貸与業	鳥取市	50		36	11	516
	4 町	16		2	3	81

3. 医療相談

医療安全支援センターによる医療相談対応を行う。

<医療相談件数>

(単位：件)

区 分	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	合計
鳥 取 市	5	2	0	3	10
不 明 (匿 名)	8	20	14	19	61
計	13	22	14	22	71

4. 感染症等の疾病対策

(1) 感染症の発生の届出、報告及びまん延防止対策

疫学調査等を実施し、感染拡大を早期に防止するとともに、感染予防のための健康教育や啓発を行う。

<感染症（結核を除く）の発生等の状況>

(単位：件、人)

区 分		発生状況			疫学調査件数				集団発生件数
		件数	患者数	死亡者数	調査件数	調査人数	検査件数	発見患者数	
指定	新型コロナウイルス感染症	0	0	—	86	86	86	0	—
3 類	腸管出血性大腸菌感染症	6	6	—	5	17	17	1	—
4 類	E 型肝炎	1	1	—	—	—	—	—	—
4 類	重症熱性血小板減少症候群 (SFTS)	0	0	—	2	2	2	0	—
4 類	チクングニア熱	0	0	—	2	2	2	0	—
4 類	つつが虫病	3	3	—	—	—	1	0	—
4 類	デング熱	1	1	—	3	3	3	1	—
4 類	日本紅斑熱	0	0	—	8	8	8	0	—
4 類	レジオネラ症	3	3	—	3	3	—	—	—
4 類	レプトスピラ症	0	0	—	1	1	1	0	—
5 類	アメーバ赤痢	3	3	—	—	—	—	—	—
5 類	ウイルス性肝炎	1	1	—	—	—	—	—	—
5 類	カルバペネム耐性腸内細菌感染症	5	5	—	—	—	5	0	—
5 類	急性脳炎	2	2	1	—	—	—	—	—
5 類	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	3	3	1	—	—	—	—	—
5 類	後天性免疫不全症候群	2	2	—	—	—	1	0	—
5 類	侵襲性髄膜炎菌感染症	1	1	—	1	1	—	—	—
5 類	侵襲性肺炎球菌感染症	9	9	—	—	—	2	0	—
5 類	水痘 (入院例)	2	2	—	—	—	—	—	—
5 類	梅毒	21	21	—	—	—	—	—	—

5類	播種性クリプトコックス症	1	1	－	－	－	－	－	－
5類	百日咳	18	18	－	－	－	－	－	－
5類	麻しん	1	1	－	－	－	10	0	－
5類	風しん	0	0	－	－	－	7	0	－
5類	R S ウイルス感染症	1	11	－	－	－	－	－	1
5類	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	2	22	－	－	－	－	－	2
5類	感染性胃腸炎	31	493	－	31	4,891	18	9	31
5類	水痘	3	43	－	－	－	－	－	3
5類	手足口病	14	186	－	－	－	－	－	14
5類	インフルエンザ	82	783	－	－	－	－	－	82
計		216	1,621	2	56	4,928	163	11	133

※集団発生件数は、内数。

＜風しん抗体価検査＞

(単位：件)

区 分	件 数
保 健 所 検 査	70
医 療 機 関 委 託	303

(2) 予防接種・感染症予防事業

＜定期予防接種等の接種状況＞

(単位：人、％)

種 類			年 度	29年度	30年度	31年度 (令和元年度)
B 型 肝 炎 【注1】	1	回 目		1,395	1,420	1,332
	2	回 目		1,411	1,415	1,317
	3	回 目		1,410	1,327	1,253
不活化 ポリオ	1	回 目		1	0	0
	2	回 目		4	3	2
	3	回 目		11	11	1
	追 加			34	22	5
四 混 合	1 期	1 回 目		1,430	1,429	1,337
		2 回 目		1,427	1,466	1,327
		3 回 目		1,431	1,445	1,385
		追 加			1,554	1,591
二 種 混 合 2 期				1,566	1,575	1,438
日 本 炎 脳	1 期	1 回 目		1,735	1,697	1,587
		2 回 目		1,678	1,701	1,594
		追 加			1,679	1,840
	2 期			1,438	1,760	1,866
B C G				1,425	1,420	1,390
ヒ ブ ワ ク チ ン				5,688	5,720	5,248
小児用肺炎球菌ワクチン				5,699	5,737	5,359
子宮頸がん予防ワクチン【注2】				43	20	85
水 痘	1	回 目		1,456	1,423	1,377
	2	回 目		1,333	1,357	1,207
麻しん	1	期		0	0	0
	2	期		0	0	1

種 類		年 度		29年度	30年度	31年度 (令和元年度)
風 し ん	1 期			0	0	0
	2 期			0	0	1
	5期【注3】			－	－	19
麻 し ん 風 し ん 混 合	1 期			1,497	1,439	1,386
	2 期			1,665	1,518	1,554
	接 種 率			94.3%	93.4%	94.0%
	5期【注3】			－	－	555
風しん抗体検査【注3】				－	－	1,947
イ ン フ ル エ ン ザ	65歳以上			33,414	30,886	35,248
	接 種 率			62.7%	57.1%	64.3%
	60歳～64歳			57	60	58
高 齢 者 肺 炎 球 菌 症 感 染 症	接 種 率			64.7%	68.2%	67.4%
	60歳～64歳			12	10	4
	65歳相当			1,172	1,215	1,096
	70歳相当			1,558	1,560	310
	75歳相当			961	975	154
	80歳相当			867	693	119
	85歳相当			575	550	128
	90歳相当			331	392	103
	95歳相当			122	114	36
	100歳相当			25	24	10
	101歳以上			－	－	11
	合 計			5,623	5,533	1,971

【注1】 B型肝炎ワクチンは、平成28年10月1日より定期接種として実施。

【注2】 子宮頸がん予防ワクチンは、平成25年6月の厚生労働省勧告に基づき、以後積極的な接種勧奨を差し控えた。

【注3】 風しん抗体検査・第5期定期予防接種は、平成31年度から令和3年度の3年間、成人男性を対象に実施。

＜インフルエンザ予防接種費用助成事業（任意接種）＞（単位：人）

対象者	年 度	29年度	30年度	31年度 (令和元年度)
重度の心身障がい者 ・重症心身障がい児		175	173	203
就学前乳幼児		6,160	6,280	6,388

＜風しん予防接種の接種状況＞（単位：人）

種類	対象者【注4】	妊娠希望 の女性※	妊婦の夫	妊婦の 同居者	妊娠希望の女 性の同居者※
風しん		22	13	0	1
麻しん風しん混合		96	49	0	5

【注4】※印の方は、風しん抗体価が低いことが要件

(3) エイズ・性感染症の血液検査の実施と相談対応

＜エイズ及び性感染症の相談・検査の状況＞（単位：人）

区 分		エ イ ズ			梅 毒			クラミジア感染症			合 計		
		男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
相談	電話	24	4	28	23	5	28	22	7	29	69	16	85
	来所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(迅速検査再掲) 検 査		(94)	(49)	(143)									
		164	94	258	145	78	223	140	72	212	449	244	693

(4) 結核対策

＜結核登録者の状況＞（単位：人）

区 分	本 年 度 中 登 録				本年度中登録除外						年度末 登録数
	新 規	再登録	転 入	計	観 察 不 要	死 亡	転 症	転 出	その他	計	
鳥取市	9 (3)	0 (0)	0 (0)	9 (3)	10	4	0	0	1	15	29
4 町	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	5	2	0	0	1	8	11

注（ ）内には、LTBI（「潜在性結核感染症」と診断され結核医療の対象とされた者）を別掲。

＜結核患者接触者健康診断、結核登録者精密検査実施状況＞（単位：人）

区 分	実 施 機関名	受診人員	ツベルク リン反応	胸 エックス線 撮影者数	結核菌検査者数		I G R A 検査者数	被発見者数	
					とまつ	培 養		結核 (確定例)	潜在性結 核感染症
接 触 者 健 診	保健所	0	0	0	0	0	0	0	0
	委 託	112	8	28	7	7	90	0	2
	その他	3	0	3	0	0	0	0	0
	計	115	8	31	7	7	90	0	2
・実対象人数：117人 実受診者数：115人 ・受診率：98.2%									

結 核 登 録 者 精密検査	保健所	0	0	0	0	0	0	0	0
	委 託	53	0	53	0	0	0	0	0
	その他	3	0	3	0	0	0	0	0
	計	56	0	56	0	0	0	0	0
・実対象人数：64人 実受診者数：56人 ・受診率：87.5%									
計	保健所	0	0	0	0	0	0	0	0
	委 託	165	8	81	7	7	90	0	2
	その他	6	0	6	0	0	0	0	0
	計	171	8	87	7	7	90	0	2
・実対象人数：181人 実受診者数：171人 ・受診率：94.4%									

(5) 肝炎の相談・検査・治療費助成の状況

(単位：件)

区 分	相談件数	検査件数 (医療機関分再掲)
鳥取市	4	226 (195)
4 町	3	57 (8)

(単位：件)

区 分	肝炎治療特別推進事業		肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	
	肝炎治療受給者証交付 申請件数 (新規件数再掲)	肝炎インターフェロン・ インターフェロンフリー・ 核酸アナログ製剤治療費申請件数	参加証交付件数 (新規件数再掲)	償還払件数
鳥取市	261 (39)	0	3 (3)	1
4 町	70 (10)	0	1 (1)	0

5. 難病等の患者の状況

(1) 医療受給者証所持者の状況

(単位：人) (令和2年3月31日現在)

区 分	特定医療費（指定難病） 医療受給者証所持者数	小児慢性特定疾病医療費 医療受給者証所持者数	先天性血液凝固因子障害 等医療受給者証所持者数
鳥 取 市	1,354	173	6
4 町	284	29	1

(2) 難病患者の支援

難病患者やその家族が安心して療養生活を送れるよう、関係機関と連携しながら支援する。

<指導・相談対応件数>

(単位：延件)

区 分	訪問指導	来所相談	電話相談
鳥 取 市	47	21	69
4 町	9	6	10
不 明	0	0	2

＜難病事業の実施状況＞

区 分	回数・内容	延人数
難病患者医療相談会	回数：3回 内容：特発性血小板減少性紫斑病、重症筋無力症、原発性胆汁性胆管炎	参加者 24人
訪問指導事業	内容：在宅難病患者の自宅へ、専門職（医師、看護師、理学療法士等）を派遣し、患者および家族に対して、療養指導を行う	利用者なし
神経難病在宅支援連絡会	回数：3回 内容：講演、事例検討等 参加機関：約30（保健・医療・福祉の関係機関）	参加者 82人
在宅難病患者一時入院	内容：在宅難病患者が、家族等の介護者の休息（レスパイト）等の理由により、一時的に在宅で介護等を受けることが困難になった場合に、円滑に適切な医療機関に入院できるよう入院受入体制を整備	利用者 1人

精神保健事業（保健医療課心の健康支援室）

1. 精神保健相談

心の健康、精神疾患及び精神障がいについて、家庭訪問、所内面接、電話等により、保健師が相談、支援を行う。

＜精神保健相談の状況＞

（単位：人）

区 分	訪問指導		面接相談		電話相談
	実人員	延人員	実人員	延人員	
鳥取市	58	246	70	149	551
4 町	8	37	10	20	219
その他	3	14	4	4	55

2. ひきこもり対策推進事業

ひきこもり状態にある人又は家族を対象に、個別面接や家庭訪問を行う。

家族を対象に、情報交換や交流の場としての家族教室を行う。

＜家族教室＞ 実施回数：6回 参加者数：実人数 50人（43家庭）、延人数 84人（73家庭）

3. アルコール・薬物・ギャンブル等依存症支援事業

家族のアルコール・薬物・ギャンブル等関連問題でお困りの家族を対象に、家族教室を行う。

アルコール・薬物・ギャンブル等関連問題に関する相談に、専門医師、看護師による個別相談を行う。

＜家族教室＞ 実施回数：12回 参加者数：実人数 44人、延人数 90人

＜専門相談＞ 実施回数：25回 相談者数：延人数 34人

4. 地域自死対策強化事業

不眠をはじめとする心の健康に対する悩みに対して、電話や訪問等で個別相談を行う。

企業・団体を対象としたメンタルヘルス出前講座及びメンタルヘルス研修を行う。

<メンタルヘルス出前講座> 企業 実施回数：19事業所（延26回） 参加者数：998人
 学校 実施回数：3校 参加者数：63人
 <新入社員向けメンタルヘルス研修会> 実施回数：1回 参加者数：77人
 <管理職向けメンタルヘルス研修会> 実施回数：1回 参加者数：82人

5. 障がい者社会参加支援事業

在宅の精神障がい者の交流の場として、デイケアを行う。

家族を対象に、学習会や交流の場として家族教室等を行う。

<デイケア> 実施回数：65回 参加者数：実人数 53人、延人数 526人

<家族会、家族教室> 実施回数：65回 参加者数：延 837人

食 品 衛 生 事 業（生活安全課）

1. 食品衛生指導事業

(1) 食品衛生監視指導

食品衛生法第24条により、毎年度、監視指導の実施に関する計画を策定することが義務付けられている。これに基づき、令和2年3月に鳥取県東部圏域（鳥取市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町）を対象とした「令和2年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画」を策定した。

この計画により、食中毒リスクの高い施設に重点を置いた監視指導の実施及び食品表示の適正化のほか、平成30年に改正された食品衛生法についての事業者への周知及び法改正に伴いすべての食品等事業者への導入が義務付けられることとなったHACCP※の円滑な導入支援に重点的に取り組むこととしている。

※HACCP・・・事業者が食中毒菌汚染等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程を管理し、安全性を確保する衛生管理手法をいう。

令和元年度監視指導の状況

監視・検査 施設数	違反等件数		処分等件数		
	施設数	件数	告発	処分	文書指導
4,070	6	7	0	1	6

(2) 食品営業許可

食品衛生法施行令第35条に規定する営業許可を要する施設に対し、鳥取県食品衛生条例に規定する施設の基準に合致するかどうか調査・確認を行い、適合する施設に対し、営業許可を行う。

また、営業許可の対象とならないもので、バザーなど行事等に付随して一時的に施設を設け、反復継続しない範囲で簡易な飲食物を提供する行為（営業類似行為）を行う場合の届出の受理、衛生指導を実施する。

(3) 食品等事業者への教育

食品等事業者における自主衛生管理の意識向上のため、施設において衛生管理を担う者を対象とし

た衛生教育（食品衛生責任者講習会）を実施する。

(4) 食品衛生啓発

①消費者向け講習会の実施

消費者団体等を対象に職員が講師となって食品安全に関する講習会等を開催し、正しい知識を習得する機会を提供する。

②食品衛生月間のイベント開催

食中毒のリスクが高くなる8月を食品衛生月間として、消費者の食の安全への関心を高め、食中毒防止の知識向上を図るため、手洗い講習会などのイベントを実施する。

(5) 食中毒防止事業

①食中毒への対応

食品を起因とする健康被害（疑い含む。）が発生した際、被害の拡大防止・再発防止を図るための調査及び必要な措置を講じる。

[調査の内容]

- ・ 診察した医師及び患者からの聞き取り調査
- ・ 患者及び飲食店等従事者への検便検査
- ・ 飲食店等の関係施設の拭き取り検査 等

調査により、食中毒の原因究明を行うとともに、被害拡大の防止や再発防止のための的確な対応（行政処分、衛生教育等）を行う。

②消費者及び食品関係営業者に対する啓発

- ・ 食中毒注意報の発令
- ・ 食中毒パンフレットの作成・配布

(6) 食品等の収去検査

収去検査とは、食品の安全性確保を目的に食品衛生法又は食品表示法に基づき、食品衛生監視員が食品の製造施設や販売施設から食品や添加物、容器包装などを採取し、検査することをいい、主なものとして以下のものがある。

①規格基準等

鳥取県東部圏域において、流通する食品等が国の定める基準等に適合しているかを確認する。

②残留農薬等

鳥取県東部圏域において、生産・採取し、流通する農畜水産物について、食品汚染物質（農産物の残留農薬、米及び魚介類の重金属、畜産物の動物用医薬品）の検査を実施する。

2. 適正な食品表示の推進事業

国、県又は消費者からの情報提供等に基づき、食品製造業者及び販売業者への立入検査を実施し、表示違反については改善指導を行うほか、食品衛生監視指導の立入検査に併せた食品表示の確認、食品等事業者からの相談対応により食品表示の正しい知識の普及を図り、適正化の推進に努める。

加工食品については、食品表示法の施行に伴う経過措置が令和2年3月31日に終了することから、令和元年度は、食品等事業者への新しい表示基準への円滑な移行を支援するため、年10回の講習会を実施した。

3. 平成30年食品衛生法改正への対応

(1) HACCP義務化への対応

法改正により、原則、すべての食品等事業者はHACCPに基づく衛生管理の導入が義務付けられた。これに対応し、令和元年度は業種別に計24回の導入支援講習会を実施したほか、事業者からの相談対応を行った。

経過措置期間が終了する令和3年6月までに、事業者のHACCPに沿った衛生管理の導入を推進するため、令和2年度も引き続きHACCP導入支援講習会を開催する。

(2) 新営業許可・営業届出制度の周知

平成30年6月の食品衛生法改正により営業許可業種が大きく見直されるとともに、営業届出制度が創設されることとなった。食品等事業者が新たな制度に基づき、円滑に申請等を行えるようにするために、対象となる事業者の把握を進め、許可・届出の手続きや許可を取得するための施設基準等の周知を図る。

動物愛護業務（生活安全課）

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び鳥取市動物の愛護及び管理に関する条例（平成29年鳥取市条例76号）並びに鳥取県動物愛護管理推進計画（平成26年度～令和5年度）に基づき、「動物愛護の推進」及び「動物の適正飼養・譲渡の推進」を図り、人と動物との調和のとれた共生社会を目指し、致死処分数の減少につなげる施策を展開する。

－動物の収容・譲渡頭数の状況－

【犬】

（単位：頭）

収 容			返 還	譲 渡	処 分	死体収容
抑留・捕獲	引取り	保護				
42	2	1	31	12	3	1

（令和元年度）

【猫】

（単位：頭）

収 容		返 還	譲 渡	処 分	死体収容
保護	引取り				
71	50	2	51	62 ※ (33)	8

※処分の括弧内は、収容後に死亡した頭数（令和元年度）

1. 飼い犬の登録及び狂犬病予防事業（令和元年度生活環境課から所管替え）

狂犬病予防法に基づき、飼い犬の登録及び注射済票の交付を行っている。

飼い犬の登録を推進するとともに、4月と6月に各地区公民館等を鳥取県獣医師会の獣医師と巡回して集合注射を実施している。平成25年度より、飼い主の利便性を高め、注射済票の交付率向上を図るため、犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付業務の一部を鳥取県獣医師会指定の動物病院に委託している。

登録申請数	登録頭数	予防注射済票交付数			犬の死亡 届出件数
		集合注射	動物病院等	計	
617	6,987	1,382	4,165	5,547	700

(令和元年度)

2. 野良猫不妊・去勢手術費補助事業（令和元年度生活環境課から所管替え）

飼い主のいない猫の繁殖を抑制する対策として、不妊去勢手術に要した費用の7割を助成している。
(上限1万円)

令和元年度実績：136頭

3. 動物愛護センター機能支援事業

(1) 動物愛護センター機能委託

動物の愛護及び管理に関する法律第35条に基づき、自治体に設置が求められている、収容動物の適正管理と返還・譲渡の推進及び動物愛護思想の普及啓発を図る拠点施設について、(公財)動物臨床医学研究所が設置した「人と動物の未来センター“アミティエ”」を本市の動物愛護管理センターとして位置付け、市が収容した動物を一定数譲渡し、中長期的な飼養、健康管理、治療、不妊去勢手術、終生飼養者への譲渡及び普及啓発活動等の機能を委託している。

【人と動物の未来センター“アミティエ”の概要】

運 営 主 体	公益財団法人動物臨床医学研究所（鳥取県倉吉市八屋214-10）
開 所 日	平成25年9月21日
場 所	鳥取県倉吉市下福田706-127
建 物 面 積	本館 約330㎡ 研修棟 約180㎡
敷 地 面 積	約16,000㎡（ドッグラン含む）
備 考	平成26年4月1日鳥取県と提携 (県動物愛護センターとして位置付け)

(2) 動物愛護センター施設費補助金

「人と動物の未来センター“アミティエ”」の、市の動物愛護センター機能の維持に係る施設及び設備に対する資金的支出及び修繕又は改良に要する経費に対し、2分の1以内の範囲で補助を行う。

4. 動物愛護管理推進事業

(1) 犬管理所の維持管理

鳥取県の犬管理所（犬及び猫の収容施設）を無償で借り受け、県東部圏域で収容・引取りした犬及び猫を返還・譲渡するまでの一定期間、飼養・管理するため施設を適正に維持管理している。

【犬管理所の概要】

所 在 地	鳥取市松並町3丁目139-4 (西側は鳥取市下水処理場、南側は東部自動車学校、西側は旧袋川に接する。)
敷 地 面 積	452㎡(雑種地)
構 造	鉄筋コンクリート造1階

建 物 面 積	110.89㎡
収 容 可 能 頭 数	成犬：6頭　　子犬及び成猫：11頭
運 用 開 始	平成3年3月

(2) 動物福祉推進事業

鳥取県東部圏域で、動物に対する愛護精神と適正飼養知識の普及を図り、動物福祉の向上を目指す動物福祉啓発活動及び市登録譲渡ボランティアによる市保健所が収容した犬猫の譲渡活動に対して補助を行っている。

【事業内容】 ①動物に対する愛護精神と適正飼養知識の普及啓発を図り、動物福祉の向上に取り組む事業

②市から犬・猫を譲り受け、新たな飼い主を探す活動

【補助対象者】 非営利公益活動団体、地域住民組織、公益法人、市登録譲渡ボランティアなど

【補助対象経費】 会場使用料、広告宣伝費、手術費、ワクチン代、投薬代、事務経費など

【補助率】 1／3～1／2（令和2年度から不妊去勢手術費は7／10）

(3) 動物取扱業の登録申請届出受理等

動物取扱業の登録、動物取扱業者に対し飼養施設の状況、動物の管理の方法について報告を求め、又は必要に応じて立ち入り検査を行っている。

動物の愛護及び管理に関する法律の遵守による動物取扱業者の水準向上を図るため、動物取扱責任者研修を実施している。

(4) 特定動物の飼養許可関係等

人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある特定動物の飼養又は保管の許可及び許可施設に対する監視指導等を実施している。

(5) 動物愛護週間イベントの開催

動物の愛護及び管理に関する法律で定められた動物愛護週間（9月20日～9月26日）を広く周知し、市民の動物愛護精神の向上を図るため、関係団体と連携したイベント等を開催している。

(6) 飼い主への指導・啓発

動物の遺棄・虐待防止等の指導・啓発を行う。

(7) 他団体等との連携

鳥取県や鳥取県獣医師会等の関係団体と協力の上、動物愛護に関するポスター、リーフレットの掲示、配布及びマスメディアを利用した広報、市ホームページなどによる普及啓発を行っている。

(8) その他の取り組み

犬管理所に収容されている動物のことを知り、動物とのふれあいを通じて思いやりや命を尊重する心を育て、動物を愛護することの大切さを学んでもらう目的で、犬管理所の見学会の開催及び、収容動物の譲渡促進に繋げる犬猫譲渡会を開催している。